

第7回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令及び定款に基づくインターネット開示事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

株式会社ベイカレント・コンサルティング

上記事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

(<http://www.baycurrent.co.jp/>)

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2015年 2 月27日	
新 株 予 約 権 の 数		470個 (注) 1	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と な る 数		普通株式 9,400株 (新株予約権 1 個につき20株) (注) 1、 2	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 8,885円 (1 株当たり 445円) (注) 1、 2	
権 利 行 使 期 間		2017年 3 月 1 日から 2023年 2 月28日まで	
行 使 の 条 件		(注) 3	
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 470個 目的となる株式数 9,400株 保有者数 1名	
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	

- (注) 1. 2015年 9 月15日に、普通株式を対価とする取得条項により、普通株式86,000株を対価として A 種優先株式172,000株を取得したことに伴い、「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の払込金額」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整しております。
2. 2016年 3 月 7 日開催の取締役会決議により、2016年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき20株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

3. ①新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当社を退職等（新株予約権者が死亡したことにより当社の取締役、執行役員又は従業員の地位を失った場合を含む。）していない場合に限り本新株予約権を行使できる。但し、当社の取締役会で認める場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者が、当社の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又は当社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合、新株予約権者は本新株予約権を行使できない。
- ③新株予約権者に法令又は当社の社内規程に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できない。
- ④新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使できない。
- ⑤新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
- ⑥その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会の決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 2021年2月28日現在において交付時より新株予約権の数が、8,148個減少しております。
- ①2015年9月15日に普通株式を対価とする取得条項により増加した分
第2回新株予約権 1,080個
- ②行使ができないため減少した分
第2回新株予約権 3,233個
- ③行使により減少した分
第2回新株予約権 5,995個

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

- (3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2015年9月18日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人は、取締役会で定められた「職務権限規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、その職務を執行し、法令、定款その他の社内規程及び社会規範等を遵守する体制の構築を推進するとともに、管理本部は必要に応じて取締役及び使用人に対して研修会を行う。
 - ・取締役及び使用人は、取締役会で定められた「内部通報規程」に基づき、窓口として社外弁護士事務所を内部通報窓口とする体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。法令、定款等違反の行為が発見された場合には、管理部が社外弁護士事務所と連携し、速やかに事実関係を調査し、取締役会に報告のうえ、社外弁護士その他の外部専門家とも協力しながら対応に努める。
 - ・内部監査室が内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務執行に関し、法令、定款その他の社内規程及び社会規範等との適合状況を調査する。
 - ・代表取締役社長を委員長とする諮問機関として、代表取締役社長及び社外取締役の3名以上で構成され、過半数を社外取締役とする経営諮問委員会を設置し、取締役等が受ける報酬等の内容及びその決定方針、取締役及び監査役候補者等の指名方針等について経営の透明性を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、「文書管理規則」に基づき、その職務執行に係る重要な情報を文書若しくは電磁的媒体に記録、保存し、監査役等からの閲覧要請に常時備える。なお、上記情報の保存期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書管理規程」で各文書の種類ごとに定めるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する体制
 - ・取締役会で定められた「リスク管理規程」に基づき、リスクを種類別に分け、コンプライアンス推進委員会を設置し継続的に管理することにより損失の最小化に努める。

- ・コンプライアンス推進委員会は四半期に1回の定例開催の他、必要に応じ臨時開催する。
 - ・コンプライアンス推進委員会は必要に応じて各本部にリスクの洗出しや、各本部におけるリスク管理に関する対応状況の報告を指示することなどによりリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
 - ・管理部をリスク管理担当部門とし、牽制機能として二次リスク管理を行い、コンプライアンス推進委員会が組織横断的・総合的なリスク管理を推進する体制とする。
 - ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、各種会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告し、必要に応じて、適切な対応を行う。
 - ・事業活動上の重大な事態が発生した場合には、コンプライアンス推進委員会を臨時開催し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
- ④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、機動的かつ迅速な意思決定を行う。
 - ・職務執行については、「職務権限規程」に責任者及びその責任、権限を定め、当該定められたルールに従って取締役に職務を執行させるとともに、内部監査を通じて取締役の職務執行状況を把握し、その妥当性・有効性を検証する。
 - ・取締役は、「予算管理規程」に基づき、中期経営計画の策定及び四半期業績管理を行い、取締役のほか本部長等で構成される営業会議及び取締役会におけるレビュー、改善策の実施等により、取締役の職務の効率性を確保する。
 - ・取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社は、適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図る。
 - ・監査役は、財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、每期財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、不備等があれば必要な是正を行うよう指示するとともに、その内容を代表取締役社長に報告する。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、取締役会は、必要な人数及び求められる資質、能力について監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで適切な補助使用人を指名する。
 - ・ 補助使用人は監査役の指揮命令に従い、その業務を行う。また、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては、監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで実施する。
 - ・ 補助使用人としての職務執行を理由として、補助使用人を不利に取り扱わず、補助使用人としての独立性を確保することにより、監査役による監査役の職務補助に係る指示の実効性を確保する。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 取締役及び使用人は、法令に定められた事項のほか、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他の事項に関する報告を行う。
 - ・ 取締役及び使用人は、会社に対して著しい損害を及ぼす可能性のある事実、内部監査に関する重要事項、重大な法令、定款等違反、その他取締役及び使用人が重要と判断する事実を発見した場合には、速やかに監査役に直接報告することができる。
 - ・ 監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、取締役及び使用人に対し不利な取扱いを行わない。
 - ・ 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他の監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ・ 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議において、取締役及び使用人の業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について、これを把握し、適切な意見を述べることができるよう、その機会を確保する。
 - ・ 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
 - ・ 監査役は、監査の実効性を高めるため、代表取締役社長との意見交換を随時行う。
 - ・ 監査役は、月 1 回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を随時行う。

- ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体について、当社が定める「反社会的勢力対応の基本方針」に則り、取引等一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応していく。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行の効率性の確保のための取り組み

当社は、取締役会設置会社であり、取締役会は、取締役6名（うち、社外取締役2名）で構成され、業務執行の最高意思決定機関であり、法令や定款に則り、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

② 内部監査の実効性の確保のための取り組み

内部監査につきましては、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。

内部監査については、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画書に基づき、経営活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況について、合法性と合理性の観点から検討・評価しております。内部監査結果については、内部監査報告書として取りまとめ、代表取締役社長及び監査役に報告しております。さらに、内部監査の過程で改善を要する事項が検出された場合には、助言・提案を行うとともに、被監査部門による改善状況をフォローアップ監査により確認しております。

③ 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

監査役監査につきましては、監査役会にて決定された、監査の方針、方法及び実施計画等に基づき、各監査役が監査業務を分担して実施し、監査役会において情報共有を行っております。

なお、内部監査室、監査役会及び会計監査人は相互に緊密な連携を取り、それぞれの監査に必要な情報の共有を図っております。

株主資本等変動計算書

(2020年 3 月 1 日から)
(2021年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	282	182	7,523	7,705	25	9,353	9,378	△760	16,605
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△1,758	△1,758		△1,758
当 期 純 利 益						9,113	9,113		9,113
自己株式の取得								△1	△1
自己株式の処分			338	338				205	543
当期変動額合計	－	－	338	338	－	7,355	7,355	204	7,897
当 期 末 残 高	282	182	7,861	8,043	25	16,708	16,733	△556	24,502

	新株予約権	純資産 合 計
当 期 首 残 高	1	16,606
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△1,758
当 期 純 利 益		9,113
自己株式の取得		△1
自己株式の処分	△1	542
当期変動額合計	△1	7,896
当 期 末 残 高	0	24,502

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

のれん 20年

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

収益は、物品の販売及びサービスの提供から受領する対価の公正価値から、値引、割戻及び売上関連の税金を控除した金額で測定しております。

サービスの提供

サービスの提供からの収益は、収益の額を信頼性をもって測定でき、その取引に関する経済的便益が企業に流入する可能性が高く、その取引の進捗度を報告期間の末日において信頼性をもって測定でき、その取引について発生した原価及び取引の完了に要する原価を、信頼性をもって測定可能な場合に認識しております。

当社における主なサービスの提供に関する収益認識の方針は以下のとおりであります。

・コンサルティングサービスの提供

主として顧客に成果物を引き渡した時点、又は契約に基づく期間における役務提供を完了した時点で収益を認識しております。

・ソフトウェア開発契約によるソフトウェアの提供

主として顧客に成果物を引き渡した時点、又は取引の進捗度を報告期間の末日において測定した時点で収益を認識しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、賃借している一部の本社事務所について賃貸借契約満了後に退去するため、利用見込みのない固定資産の耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ18百万円減少しております。

併せて、賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行っております。なお、当該見積りの変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

3. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の収束時期の変動による影響は不確定要素があるものの、当事業年度末において、当社の業績に大きな影響は見られていないことから、当該感染症による影響は限定的であると仮定し、会計上の見積りに重要な影響は与えないものと判断しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 250百万円

(2) 偶発債務
訴訟等

当社は、フューチャー株式会社及びフューチャーアーキテクト株式会社（以下、「原告ら」という。）から、当社及び当社元従業員（原告ら及び当社の元従業員であるため、以下、「当該元従業員A」という。）に対して、2017年8月3日付で不正競争防止法等に基づく損害賠償請求等を求める民事訴訟を提起されました。当社の法律顧問の見解を踏まえ、現時点で当社に対する請求が認められることは考えておりません。したがって、当該訴訟による損害賠償等に関して支払いが生じる可能性は低いため、当該引当金は計上しておりません。

なお、訴訟の内容及び請求金額は以下のとおりであります。

- ① 訴訟の内容：不正競争防止法等に基づく差止め等及び損害賠償請求
- ② 請求金額：合計 165百万円及び年5分の遅延損害金
 - i 当該元従業員Aと当社に対し、当該元従業員Aが営業機密を取得したこと等による損害として、当該元従業員Aと当社が連帯して、原告らそれぞれ55百万円及び年5分の遅延損害金。
 - ii 当社に対し、当社が当該元従業員Aを採用したことにより、新たな従業員の雇い入れ、教育費用発生等による損害として、原告らそれぞれ28百万円及び年5分の遅延損害金。

(3) 財務制限条項

当事業年度末における長期借入金4,463百万円、1年内返済予定の長期借入金1,050百万円については、借入先との金銭消費貸借契約において、原則として日本基準に基づく財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。なお、当事業年度における以下の財務指標値は満たしております。

- ① 各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75%、又は2017年2月期比75%のいずれか高い金額以上に維持すること。
- ② 各事業年度における経常利益を2期連続で損失としないこと。

(4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当座貸越契約及び借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約の限度額	2,500百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	2,500百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 15,541,141株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 210,497株

- (3) 剰余金の配当に関する事項
① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年5月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	915	60.00	2020年2月29日	2020年5月28日
2020年10月15日 取 締 役 会	普通株式	843	55.00	2020年8月31日	2020年11月30日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年5月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	1,763	115.00	2021年2月28日	2021年5月31日

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
第1回新株予約権 普通株式 12,080株
(注) 上記の第1回新株予約権は、金銭の払い込みと引換えによるものであります。
第2回新株予約権 普通株式 28,800株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。長期借入金は、複数の金融機関からのシンジケートローン契約による借入によるものであります。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社事務所の賃貸借契約によるものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。

未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、全て1年以内の支払期日であります。

長期借入金については、資金調達に係る流動性リスクと金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社に財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社は、受注管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

当社の債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであります。

なお、当社は、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

ii 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

iii 金利変動リスクの管理

当社は、金利変動リスクを軽減するため、担当部署による市場動向等のモニタリングを行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	16,291百万円	16,291百万円	－百万円
(2) 売 掛 金	5,750	5,750	－
(3) 敷 金	714	714	－
資産計	22,755	22,755	－
(1) 未 払 金	351	351	－
(2) 未 払 法 人 税 等	3,039	3,039	－
(3) 未 払 消 費 税 等	1,963	1,963	－
(4) 長 期 借 入 金	5,513	5,513	－
負債計	10,866	10,866	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価については、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	16,291	－	－	－
売掛金	5,750	－	－	－
敷金	－	714	－	－
合計	22,041	714	－	－

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	263
合計	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	263

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	477百万円
賞与引当金に係る未払社会保険料	55百万円
未払事業税	203百万円
資産除去債務	45百万円
株式報酬費用	157百万円
その他	35百万円

繰延税金資産計 972百万円

繰延税金負債

企業結合によって識別された無形固定資産	△14百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△33百万円
その他	△2百万円

繰延税金負債計 △49百万円

繰延税金資産の純額 923百万円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引
重要性が乏しいため記載を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取 引 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役 員	阿 部 義 之	被所有 直接 0.5 (注) 2	当社代表取締役	譲渡制限付株式 の 付 与 (注) 1	93 (注) 1	－	－
役 員	池 平 謙太郎	被所有 直接 0.7 (注) 2	当 社 取 締 役	譲渡制限付株式 の 付 与 (注) 1	90 (注) 1	－	－
役 員	中 村 公 亮	被所有 直接 0.6 (注) 2	当 社 取 締 役	譲渡制限付株式 の 付 与 (注) 1	87 (注) 1	－	－
役 員	関 口 諭	被所有 直接 0.2 (注) 2	当 社 取 締 役	譲渡制限付株式 の 付 与 (注) 1	30 (注) 1	－	－

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
2018年5月30日開催の第4回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権としての報酬額について決議されており、具体的な支給時期及び配分については、取締役会の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、2020年6月17日開催の取締役会において決定しております。
2. 議決権等の所有（被所有）割合は、当事業年度末現在のものを記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額

1,598円34銭
- (2) 1株当たりの当期純利益

595円63銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を以下のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、1株当たりの株主価値を高め、株主への利益還元を充実させるために、自己株式の取得を行います。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|---|
| ① 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得する株式の総数 | 40,000株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.26%) |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 1,200百万円（上限） |
| ④ 取得する期間 | 2021年5月1日～2021年8月31日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付（証券会社による取引一任方式） |